

## 資料2 地方負担の軽減

■地方負担については、①追加的な国庫補助、及び②地方交付税の加算、により全て手当

①追加的な国庫補助：地方負担分の50%及び効果促進事業等（関連事業）の80%を国庫補助

(例)

地方負担分の50%を補助

効果促進事業等（関連事業）  
の80%を補助



②地方交付税の加算：なお生じる地方負担は地方交付税の加算により確実に手当て（その財源は震災復興特別交付税で全額措置）

### ■執行の弾力化・手続の簡素化

- ワンストップ化 市町村の復興計画全体（関連する県事業を含む）をパッケージで国に提出。
- 執行上の弾力化等 事業間流用や年度間調整、交付・繰越・変更等に係る諸手続の簡素化

内閣府で予算を一括計上し、市町村が提出する計画に基づいて配分。  
各府省と協力して事業実施。